

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 松尾 有嗣

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)
地域名 (地域内農業集落名)	平戸中部② (獅子第1・獅子第2・獅子第3・獅子第4・大石脇)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月21日(第1回) 令和6年10月24日(第2回) 令和8年3月9日(第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織を中心とした営農が展開されており、地域の東側農地では、大規模な基盤整備が予定されている。地域の課題としては、農業者の高齢化が進み、担い手も多くないため、農道、水路の維持管理が負担となっている。

また、地域の一部が西海国立公園及び重要文化的景観選定地区となっているため、圃場整備をはじめとする様々な整備を行う際には、協議、許可が必要となる。さらに鳥獣被害対策を行っているにも関わらず、管理が行き届いていない箇所もあり、イノシシに侵入されることが多くなっている。

さらに、米の価格不安定や資材高騰の影響などにより、農業所得が低く、耕作意欲低下の一因にもなっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は、主に稲作を中心に作付けが行われており、今後も中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織を中心に耕作を続け、基盤整備予定農地では一部で小麦の作付けを検討していく。また、施設園芸(アスパラガス)を営む新規就業農者が2名おり、中心となってアスパラガス団地化の検討を行う。また、農地の整備や農道・水路等の補修が出てきた場合、景観等に十分配慮する必要があるため、各関係機関との協議を密に行っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、集落内の担う者のほか入り作を希望する認定農業者や新規就農者の受け入れを促進し、集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
基盤整備予定地区においては、農地中間管理機構を活用し、現在、約19haの農地を機構に貸し付けている。今後は、推進協議会と連携し、貸借・推進を継続していく。その他の中山間地においても農地中間管理機構の活用を図り、農業者の経営状況に応じて段階的に集積・集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域の東側農地は既に基盤整備事業に取り組んでおり、関係機関と協議を行い、令和14年度に完了予定である。整備完了後は、小麦、ばれいしょ、ブロッコリーなどの新たな品目の作付けを予定している。その他の中山間地は、工事完了後の耕作者・担い手の確保や費用面での負担が大ききことなどから新規での取り組みは難しい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域として、移住者の受け入れは寛容的であり、地域外からの多様な経営体の受け入れを促進する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の委託について、ドローン等による農薬散布は中山間直払等も活用して実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシなどによる鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置・維持管理を行う。  
 ③ドローン等を活用した農薬・除草剤散布など、農作業の省力化を行う。  
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。